

三井住友トラスト・カード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（2022 年 4 月改定）

改定前	改定後（下線部が改訂箇所）
第 1 2 条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等） 4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 <中略> (12) 会員または使用者に対し本条第 8 項または第 2 0 条第 4 項の調査等が完了しない場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合	第 1 2 条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等） 4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 <中略> (12) 会員または使用者に対し本条第 8 項または第 9 項または第 2 0 条第 4 項の調査等が完了しない場合や、<u>調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、</u>会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 <u>【下記「9.」を追加】</u> <u>9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</u> <u>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</u>
第 1 4 条（期限の利益の喪失） 4. 会員または使用者は前 3 項の債務を支払う場合には、当社の本社へ持参するまたは送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 8 条第 3 項のただし書の定めにより支払うものとします。	第 1 4 条（期限の利益の喪失） 4. 会員または使用者は前 3 項の債務を支払う場合には、<u>当社へ持参するまたは送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第 8 条第 3 項のただし書の定めにより支払うものとします。</u>

改定前	改定後（下線部が改訂箇所）
第21条（合意管轄裁判所） 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および<u>当社の本社所在地</u>を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。	第21条（合意管轄裁判所） 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および<u>当社所在地</u>を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
第26条（カードショッピング） 1. 利用可能な加盟店等 使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、(1)ないし(3)の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。	第26条（カードショッピング） 1. 利用可能な加盟店等 使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、(1)ないし(3)の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとし、<u>営業のためまたは営業として行われるものに限られるものとします。</u>
第31条（キャッシュサービスの借入金のお支払い） 3. 日本国外におけるキャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、キャッシュサービスの借入元金は、第8条の定めにより換算された円貨とします。 4. 当社が別途指定するカードの会員は、当社が適当と認めた場合には、下記の方法により、キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。 (1) 当社が別途定める期間において、使用者が当社の提携金融機関のATM等から借入金の全額（日割計算にて返済日までの利息を併せて支払う）を入金して返済する方法(2) 当社が別途定める期間に事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込み（振込手数料は会員または使用者負担）により返済する方法 (3) 当社の本社へ使用者が現金を持参して返済する方法	第31条（キャッシュサービスの借入金のお支払い） 3. 日本国外におけるキャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、キャッシュサービスの借入元金は、第8条<u>および第24条</u>の定めにより換算された円貨とします。 4. 当社が別途指定するカードの会員は、当社が適当と認めた場合には、下記の方法により、キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。 (1) 当社が別途定める期間において、使用者が当社の提携金融機関のATM等から借入金の全額（日割計算にて返済日までの利息を併せて支払う）を入金して返済する方法 (2) 当社が別途定める期間に事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込み（振込手数料は会員または使用者負担）により返済する方法 (3) <u>当社へ</u>使用者が現金を持参して返済する方法

改定前	改定後（下線部が改訂箇所）
（2020 年 10 月改定）	（ <u>2022 年 4 月</u> 改定）

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等） 2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。 ①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローンの金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発 ③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動 ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信 ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。	第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等） 2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。 ①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローンの金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発 ③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動 ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信 <u>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</u> ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。
（2020 年 10 月改定）	（ <u>2022 年 4 月</u> 改定）